

板橋区立小中学校
感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)

板橋区教育委員会

令和4年4月26日

目次

本ガイドラインについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

感染症対策に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・ 2

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 教育活動上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3 出席停止の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

4 登校の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

5 感染者が発生した場合の対応・・・・・・・・・・ 6

6 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別・・・・・・・・ 6

7 天津わかしお学校における留意点・・・・・・・・・・ 7

8 教職員の健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

9 教職員の勤務・サービス・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

II 臨時休業編

1 感染者が発生した場合の臨時休業について・・・・・・・・ 9

2 学習の機会の保障について・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2022.4.1 Ver. 8）」及び東京都教育委員会の「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】～学校の『新しい日常』の定着に向けて～改訂版 Ver4.1（令和4年2月9日）」等を参考とし、板橋区教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、本ガイドラインは、今後の感染症の状況の変化に伴って文部科学省や東京都の対応方針に変更があった場合は、通知等を行うことにより、適宜、対応を変更します。また、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加をしていきます。

※板橋区立幼稚園及び板橋区私立幼稚園における対応については、別途、「板橋区幼稚園感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」に定めています。

感染症対策に関する基本的な考え方

学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減し、教育活動を継続していくためには、以下4つの対策を講じることが重要である。

- ・手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底
- ・学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- ・日頃の連絡体制を確認しておくこと
- ・集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避
 - ①換気の悪い密閉空間 (密閉)
 - ②多くの人々が密集 (密集)
 - ③近距離での会話や発声 (密接)

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底（衛生管理マニュアル別添1のP21）

(1) 児童・生徒

ア 学校は、児童生徒に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後等）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用等）の励行について指導すること。

マスクの着用について（衛生管理マニュアル別添1のP40～42）

屋内で、身体的距離（できるだけ2m（最低1m）以上）が十分とれないときは、マスクを着用すべきと考えられます。

屋外で、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、身体的距離（できるだけ2m（最低1m）以上）に配慮しながらマスクを外してください。

熱中症は直ちに命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などは、身体的距離（できるだけ2m（最低1m）以上）に配慮しながらマスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるよう指導します。

体育の授業においては、身体的距離（できるだけ2m（最低1m）以上）に配慮することでマスクの着用は必要ありません。（詳細は本ガイドライン別添5「感染症予防に関する教育活動上の対応ガイドライン」をご覧ください。）

※ マスクについては不織布マスクがもっとも高い効果を持つことを踏まえて、不織布マスクの使用を基本とし、正しいマスクの着用方法を行う。なお、着用が難しい場合など個々の児童生徒の事情に応じた配慮を行うこと。

※ 手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※ 布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

※ 正しいマスクの着用について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

イ 児童生徒（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱や咳等の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること（児童生徒には、「健康観察表」を配付し、毎日記入・提出を求めること。）。

ウ 登校前に確認できなかった児童生徒については、保健室等での検温及び健康観察等を行うこと。

エ 通学時には、会話を控える等、飛沫感染の防止に努めること。

(2) 校内環境（衛生管理マニュアル別添1のP28～39）

ア 校内に石けんや消毒用アルコールを設置する等、手指衛生を保てる環境を整備すること。

イ 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに空調や衣服による温度調節を含めて、温度、湿度の管理に努めること。

換気設備を設置している学校においては、適切に使用してください。

換気設備のない場合は、教室のドアや窓を少なくとも休憩時間毎に開放し、授業中は可能な限り室温が下がらない範囲で常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安）、十分な換気を行うこと。

冬季における換気の留意点

冷気が入り込むため窓を開けづらい時期だが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、徹底して換気に取り組むことが必要である。気候上可能な限り、常時換気に努めること（難しい場合には休憩時間毎に窓を全開にする）。

室温低下による健康被害の防止

換気により室温を保つことが困難な場合が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

また、室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるのに有効である。

ウ 教室やトイレ等、児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日1回以上、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う等して環境衛生を良好に保つこと。

（別添4「清掃チェックリスト」の活用により実施状況を管理する。）

2 教育活動上の留意点

教育活動を進めるに当たり、児童生徒が感染症予防対策を理解し、主体的に実践する態度を育む観点から、「感染症予防に関する教育活動上の対応ガイドライン 別添5」に準じて、対応する。

3 出席停止の取扱い

新型コロナウイルス感染症に関して、以下に該当する場合は「出席停止」とし、欠席扱いとしない。

(1) 児童生徒について

- ア 児童生徒の感染が判明した場合（療養期間（就業制限が解除されるまで））
- イ 児童生徒が濃厚接触者となった場合（感染者と最後に接触した翌日から起算して7日間）
- ウ 児童生徒に発熱や咳等の症状が見られる場合（症状がなくなれば、登校可）
- エ 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や、基礎疾患等がある児童生徒が感染予防のために欠席する場合
- オ 感染症への不安や心配により登校をしない場合
- カ 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を受けるために登校しない場合
- キ 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種後に発熱等の「副反応」が出た場合

(2) 同居の家族について

- ア 同居している家族が濃厚接触者となった場合（同居の家族のPCR検査結果が陰性及び症状がない場合は登校可）
 - イ 同居している家族に発熱や咳等の症状がある場合（症状がなくなれば、登校可）
- ※感染が判明した場合の療養期間や濃厚接触者となる条件等の詳細については、板橋区保健所のホームページを参照。

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/kansensho/mers/1030973/1030183.html>

4 登校の判断（衛生管理マニュアル別添1のP45～46）

(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等について

- ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童生徒等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合等で校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 海外から帰国した児童生徒について

ア 海外から帰国・再入国した児童生徒等について、政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合等で校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 感染症の予防上、保護者が児童生徒を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

5 感染者が発生した場合の対応

学校において感染者が発生した場合の対応については、「板橋区立小中学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症への対応について 別添 3」に基づき、対応する。

6 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

例えば、児童生徒同士で、医療従事者が家族にいる又は、ワクチン接種を受ける又は受けられないこと、身体的な事情等によりマスクが出来ないこと、咳をしていることなどに対して児童生徒を非難するような言動をする、教職員が児童生徒に対して感染者等を差別するような不用意な発言をする等、学校生活の様々な場面で、偏見や差別につながるような行為が行われる可能性が考えられる。児童生徒への指導だけでなく、教職員自身も十分意識し日々の業務を行うようにする。

7 天津わかしお学校における留意点

- (1) 寄宿舎においても、手洗いや咳エチケットの徹底等、基本的な感染症対策を実施するとともに、換気の徹底等、集団感染リスクに対応する等、文部科学省「衛生管理マニュアル」及び本ガイドラインの内容を踏まえ、万全の感染症対策を講じること。
- (2) 入舎する児童について、感染が判明した場合、感染者の濃厚接触者に特定された場合、天津わかしお学校が臨時休業となった場合は、学務課と寄宿舎における対応を協議すること。

8 教職員の健康管理（衛生管理マニュアル別添1のP48）

- (1) 毎朝自宅で検温し、発熱や咳等の症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表（本人用）」に体温等を記入すること。学校において「健康チェック表（確認用）」を、出退勤カードシステムのそば等に常備し、出勤時に記入できるようにしておくこと。
管理職は、毎日、別添「健康チェック表（確認用）」の記載内容を確認し、3週間は保管すること。
- (2) 発熱や咳等の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。
登校後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。
- (3) 教員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討をしておくこと。
- (4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着すること。
- (5) 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

9 教職員の勤務・サービス

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る勤務の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ・都費教職員：令和4年4月13日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る教職員の勤務の取扱いについて（都費教職員）」
 - ・区費職員：令和2年5月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言解除に伴う区立学校再開後の教職員に係る勤務及びサービスの取扱いについて（区費職員）」
- ※区費職員の在宅勤務の取扱いについては、令和2年6月26日付事務連絡「区費職員の

在宅勤務の取扱いについて」を参照すること。

(2) 教職員が新型コロナウイルスに感染症に感染した場合、感染の疑いがある場合又は感染症対策に伴い、子の世話をを行うために勤務しない場合の服務上の取扱いについては、次のとおりとする。

- ・都費教職員：令和3年6月19日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る教職員の服務上の取扱いについて（都費教職員）」
- ・区費職員：令和2年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る職員の服務の取扱いについて（区費職員）」（令和2年8月3日付別紙差替）」

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う通勤手段の変更及び通勤手当については、令和2年4月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う通勤手段の変更について」のとおりとする。

(これまでに発出した関連通知一覧)

●勤務の取扱い

(都費教職員)

- ・令和2年4月7日付2板教指第99号「休業中の措置等に伴う令和2年度再任用短時間勤務教育職員の勤務日数の変更について」
- ・令和2年4月9日付事務連絡「臨時休業期間中の教職員に係る勤務の取扱いについて（都費教職員）」
- ・令和2年4月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」発令に伴うスクールカウンセラーの対応について」
- ・令和2年5月26日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する妊娠中の教職員の業務軽減等の取扱いについて（都費教職員）」
- ・令和2年6月19日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る抗体検査を受ける場合における職員の服務及び給与等の取扱いについて（都費教職員）」
- ・令和3年4月13日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る教職員の勤務の取扱いについて（都費教職員）」
- ・令和3年4月13日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る教職員の服務上の取扱いについて（都費教職員）」
- ・令和3年6月19日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る教職員の服務上の取扱いについて（都費教職員）」
- ・令和4年4月13日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る教職員の服務上の取扱いについて（都費教職員）」

(区費職員)

- ・令和2年4月10日付事務連絡「臨時休業期間中の職員に係る勤務の取扱いについて（区費職員）」

- ・令和2年4月16日付事務連絡「感染症拡大防止に向けた取組みの強化について（区費職員）」
- ・令和2年4月28日付事務連絡「教員の出勤抑制等に係る今後の対応について（区費職員）」
- ・令和2年5月8日付事務連絡「職員の出勤抑制等に係る対応について（区費職員）」
- ・令和2年6月8日付事務連絡「妊娠中の教職員の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について（区費教職員）」
- ・令和2年6月26日付事務連絡「区費職員の在宅勤務の取扱いについて」
- ・令和2年8月13日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる職務専念義務の免除について」
- ・令和2年9月14日付事務連絡「休憩時における新型コロナウイルス感染症予防対策について」
- ・令和3年4月27日付事務連絡「区費職員のサービスの取扱いについて」
- ・令和3年6月18日付事務連絡「新型コロナワクチン接種における区費職員の職務専念義務の免除等について」

II 臨時休業編

1 感染者が出た場合

（板橋区立小中学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症への対応について別添3参照 衛生管理マニュアル別添1のP63～74）

(1) 児童生徒の場合

ア 校長は、当該児童生徒について、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止とする。

イ 校長は、区教育委員会（学務課）に報告する。

ウ 区教育委員会（学務課）は、学校との協議、及び必要に応じて保健所と相談の上、学校保健安全法第20条に基づいて、学校の全部または一部の臨時休業を実施する。臨時休業の期間は、当該児童生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、判断する。

エ 学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合は、保健所と連携して対応の検討を行う。休業が必要と考えられる場合には、その範囲を発生状況により、学級閉鎖・学年閉鎖・学校全体の臨時休業とし、PCR検査の結果確認やその結果に応じて必要となる日数を判断して実施する。

【学級閉鎖】

以下いずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合、学級閉鎖を実施する。

- ・同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合
- ・感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有するものが複数いる場合
- ・1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ・その他、設置者が必要と判断した場合
(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く)

▶学級閉鎖の期間は3～5日間程度を目安とし、感染の状況と児童生徒への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合、学校全体の臨時休業を実施する。

オ 保健所は、当該児童生徒の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。

カ 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童生徒の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

キ 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布する。

(2) 教職員の場合

校長は当該教職員については、事故欠勤、病気休暇等により出勤させない扱いとする。

なお、以降の対応については、「1 (1) 児童生徒の場合」のイからキまでと同様の取扱いとする。

(3) その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、児童生徒が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていくこと。

2 学習の機会の保障について

(1) 感染者・濃厚接触者が確認された場合

ア 教材や板書・ノートの画像、今後の学習予定等について、classroom で送付する等、当該児童生徒に確実に届くようにする。なお、届ける方法については、当該児童生徒や保護者の意向や家庭の通信環境を踏まえて実施する。

イ 教職員から当該児童生徒の家庭に定期的に連絡をし、当該児童生徒の健康状況を把握するとともに、学習状況を確認する。

ウ 健康観察期間終了後、必要がある場合には、放課後や長期休業期間中に補習を行う。

(2) 学年・学級が臨時休業の場合

ア 臨時休業期間中は、児童生徒の学習機会の保障をする。なお、当該児童生徒や保護者の希望がある場合には、個別に対応する。

(例)

- ・ chromebook を活用して授業を配信する
- ・ chomebook のドリルソフトを活用する。
- ・ 学習プログラムや家庭でできる教材等を作成し、児童生徒に配布する

イ 教職員から各家庭に定期的に連絡をし、児童生徒の健康状況を把握するとともに学習状況を確認する。

ウ 臨時休業期間終了後、必要がある場合には、放課後や長期休業期間中に補習を行う。

(3) 全校臨時休業の場合

ア 学年・学級が臨時休業の場合の(2)ア～ウと同様な対応を行う。

イ 第6学年及び第9学年については、学習指導要領に示されている各学年の内容の指導を当年度中に終えるように工夫する。その他の学年については、学習状況により年間指導計画を見直して、次学年での指導を行うことも考慮する。

(4) 感染症への不安等により登校できない、しない場合

ア 臨時休業期間中同様、週1回以上連絡を取り合い、状況を把握するとともに、社会的な自立に向けた支援を継続的に実施する。

イ 深刻な状況がある場合には、速やかに指導室又は教育支援センターへ報告し、SC やSSWの派遣依頼をする。また、必要に応じて、板橋区子ども家庭総合支援センターや警察等関係機関と連携を図りながら、組織的に対応する。

別添資料

別添 1

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2022.4.1 Ver.8）」

別添 2

東京都教育委員会「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】～学校の『新しい日常』の定着に向けて～改訂版 Ver4（令和4年9月2日）」

別添 3

板橋区「板橋区立小中学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症への対応について」

別添 4

板橋区「清掃チェックリスト」

別添 5

板橋区「感染症予防に関する教育活動上の対応ガイドライン」